

「新しい公共」推進会議の今後の検討事項（座長案）

1 「新しい公共」に係る政策の推進と評価プロセスの実現

- ・ 「新しい公共」関係予算の PDCA プロセスの確立
- ・ 市民公益税制の推進と評価 等

2 「新しい公共」と行政の関係のあり方と「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備

専門調査会が行う専門的事項に関する調査（注）を踏まえて、推進会議で議論し、提言を行う。

◇「新しい公共」と行政の関係のあり方

- ・ 市民セクター等と行政の人材交流の仕組み作り（休職・兼業許可制度等）
- ・ 市民セクターと行政との役割分担、行政サービスの質の担保と住民参加
- ・ 市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方
- ・ 政府や自治体における市民参加の推進（「熟議」の普及等）
- ・ 住民自治の確立と「新しい公共」（地縁団体の活性化等）
- ・ 行政施設を地域に「開く」ことによる地域活性化 等

◇「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備

- ・ 情報開示・発信基盤のあり方
- ・ 「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、協同組合、社会的事業所等）
- ・ 金融面からの活動基盤整備のあり方（NPO バンク、休眠預金等） 等

3 新たな取組み

◇「新しい公共」の担い手としての企業のあり方

- ・ 企業を対象とした表彰制度、格付け
- ・ 企業と市民セクターの人的交流促進（プロボノを促進する仕組み等）
- ・ 市場で活動する「新しい公共」の担い手を支援する税制の適用（エンジェル税制適用による社会的企業の創業支援、「新しい公共」への少額投資に対する税制優遇制度等）
- ・ 企業による社会貢献活動の推進（商品・サービス代金の 1% 寄附、社員

- が消防団など地域団体に活動しやすくする仕組み等)
- ・ 年金ファンドによる社会的責任投資の促進 等

◇「新しい公共」のモデルとなる取組みの紹介とスケールアウトを促進することで「支え合いと活気のある」社会を新しい成長につなげる

- ・ 「一人ひとりを包摂する社会」の実現など社会的諸課題への対応と「新しい公共」との連携促進
- ・ 社会イノベーションを普及させるための規制緩和や制度運用の柔軟化
- ・ 市民・企業・行政の協働スキーム 等

(注) 専門調査会の検討事項

○「新しい公共」と行政の関係のあり方

- ・ 「新しい公共」と行政の役割分担
- ・ 市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方

○「新しい公共」の活動基盤の整備

- ・ 情報開示・発信基盤のあり方
- ・ 「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、社会的協同組合、社会事業所等）
- ・ 金融面からの活動基盤整備のあり方（NPOバンク、休眠預金）